令和８年（フ）第３３４号
岐阜県関市栄町４丁目４番10号、住民票上の住所岐阜県関市小瀬1410番地
債務者　大島　孝男
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５１６号
相模原市中央区相模原１丁目１番23―606号
債務者　吉田　　順
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前平　雄矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５１７号
相模原市中央区相模原１丁目１番23―606号
債務者　吉田　治子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前平　雄矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５６号
奈良県大和高田市大字野口550番地２
債務者　福西　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５５号
岐阜市北一色７丁目13番６号（リバーハーフハイツⅢ　Ａ棟　101号室）
債務者　長瀬工業こと　長瀬　雄哉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５３７号
愛知県豊田市花園町井田105番地１　メゾン・サンライズ201号
債務者　多賀　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　未央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８４８号
福岡県中間市松ヶ岡５番15―201号
債務者　大森　健嗣
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８３７号
北九州市八幡東区春の町４丁目７番16―302号、前住所北九州市八幡東区尾倉２丁目３番３―303号
債務者　塩三　騎正
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３３１号
函館市富岡町１丁目36番４号　メゾンラ・メール　101号室
債務者　安田　浩崇
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８９号
函館市上湯川町６番59―104号
債務者　福井　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９７号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目５番25号
債務者　笹木　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４００号
函館市陣川町85番地179
債務者　成田　淳貴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４０８号
函館市田家町７番16号　ルックスビル　２―Ｂ
債務者　白鳥　裕巳
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１５号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目16番６号
債務者　大渡千賀子（旧姓石川）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２５号
函館市本通１丁目50番22号　リプラウド本通２Ｆ
債務者　鎌田　汐音
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２８号
北海道北斗市本町５丁目42番11号
債務者　帆鷲　裕行
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６７号
静岡県浜松市中央区高丘北二丁目18番38号
債務者　梶田　マチコこと　カジタ　カミラマチコ（ＫＡＺＩＴＡ　ＣＡＭＩＬＡ　ＭＡＴＴＩＫＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係